

# 「戦国時代の炭焼にまつわるエトセトラ」解説

## 1 斎藤(古)家文書について

- ・総点数 13 点(うち中世文書 10 点は県指定文化財)。
- ・秩父郡柄谷村(秩父市柄谷)の斎藤家に伝わる、中世から近世前期の文書群。
- ・斎藤家は、戦国時代、鉢形城主北条氏邦の家臣であったが、その後帰農し、江戸時代には名主等の村役人を代々勤めた。
- ・斎藤家にはこの他に近世・近現代文書 674 点があり、秩父市立秩父図書館に寄託されている(当館でマイクロフィルム焼付写真帳の閲覧可能)。
- ・「新編武蔵国風土記稿」は「旧家者」として掲載(里正国次郎)する。

里正国次郎斎藤を氏とす、家系及び甲冑・古文書等蔵せり、家系を閱するに藤原姓にて、先祖斎藤右衛門大夫武光が子、山城守氏次北条家に仕ふと云、其子氏定父子ともに、小田原にて討死す、氏貞弟兼次弥兵衛と称す、天正十七年正月廿七日九十一にて歿す、其子與左衛門光次に至りて民間に下り、それよりして七代に及ぶと云、

下記 9 点の中世文書を載せる(本講義の資料②〈No.10〉は掲載なし)。

文書名	年月日	西暦	資料番号	県史
北条氏康感状	(永禄 3 年)10 月 17 日	1560	1	2-275
乙千代丸判物	9 月 8 日	—	2	2-358
北条氏邦印判状	永禄 7 年甲子 6 月 18 日	1564	3	2-405
北条氏邦知行宛行状	永禄 9 年丙寅閏 8 月 2 日	1566	4	2-464
北条氏邦朱印状	(永禄 11 年)戊辰 12 月 6 日	1568	5	2-522
北条氏邦朱印状	元亀 3 年壬申 7 月 26 日	1572	6	2-739
北条氏邦朱印状	元亀 3 年壬申 7 月 26 日	1572	7	2-738
北条氏邦知行宛行状	(元亀 3 年)申 7 月 26 日	1572	8	2-740
北条氏邦朱印状	天正 16 戊子年正月 3 日	1588	9	2-1415

## 2 北条氏邦について

北条氏邦は、相模国小田原(神奈川県小田原市)を本拠とした戦国大名北条氏三代当主氏康の子として生まれた。永禄元年(1558)頃に武蔵国衆藤田氏の婿養子となり、その家督を継ぐ。16 世紀後半に鉢形城主を務め、その管轄領域であった現在の寄居町周辺から秩父地域に及ぶ広大な鉢形領を支配した。天正 18 年(1590)、豊臣秀吉の小田原攻めに際し、鉢形城も開城し、氏邦は城攻めに加わった前田利家に従い、能登国(石川県北部)へと移り、慶長 2 年(1597)に没した。

## 3 語句の解説

【語句】『日』:『日本国語大辞典』、『国』:『国史大辞典』

**諸役(しょやく)**：種々の課役、雑税。『日』

**関料(せきりょう)**：

関銭は、中世関所で徴収される錢をいうが、かつて現物で徴収された升米などの関料ものちにはほとんどすべて貨幣化されるので、ここでは、関料の総称として扱う。関銭の名称は今日三十種以上も知られるが、それらは、徴税の場所・目的・対象などによっていくつかに分類される。徴税の場所を示すものに津料・河手・山手、徴税の目的を示すものに勘過料・兵士米・警固役、徴税の率を示すものに升米・率分、徴税の対象を示すものに勝載料・帆別銭・艘別銭・駄口米・馬足役ほかがある。『国』

**津料(つりょう)**：中世関税の一つ。津=港において徴収される関税。関税は、港や河川の利用料にその起源を発するとみられるので、津料の名称は比較的早くから現われる。鎌倉時代以降、津料は関税の総称として一般化し、中世を通じて津料は関税名称として、最も多出するものの一つである。ただ津料は関税徴収の場所を示すのみで、関税の率や米か錢かの徴税物の内容を現わすものではない。したがって升米とも関銭とも誌される。『国』

**木口(きぐち)**：建築用材木の種類、等級。木柄。木品(きしな)。また、木材。『日』

**非分(ひぶん)**：理にあわないこと。道理にはずれること。不当であること。

また、そのまま。不正。非理。『日』

**則(すなわ - ち)**：即・乃とも。〔副〕即座に。すぐに。『日』

**奉(うけたまわ - る)**：主人の意をうけてまわることを表す。(佐藤進一『古文書学入門』)

**触口(ふれくち)**：室町から江戸時代にかけて、注進の仕事をする走衆(はしりしゅう)。『日』

**走衆(はしりしゅう)**：鎌倉・室町時代、將軍が外出する時、徒步で随行し、前駆や警護を務めた者。身体強健の者が任じられた下級の職。大名家などでも置かれた。御走衆。『日』

⇒小田原北条氏領国下における触口は、郷村に命令を触れるのが職務であり、みずからは文書の発給行為をせず、郡代の下に所属した。各郡に複数置かれ、郡代の下で公事徴収の実務にあたった。

## 【地名】

**定峯谷(さだみねだに)**：定峰村(現秩父市定峰)。栃谷村の東、定峰川の上流域にあり、南は山田村。北は三沢村(現皆野町)、東は白石村(現東秩父村)。東方の村界は、北方の大霧山から続く尾根で、同尾根上には定峰峠・白石峠などがある。(平凡社『埼玉県の地名』より抜粋、以下『地』と略す)

**柄谷(とちや)** : 柄谷村(現秩父市柄谷)。山田村の北に位置し、東は定峰村、北は三沢村。川越秩父道が通る。かつて柄の木が多かったことが村名の起りと伝え、橡谷とも記した(風土記稿)。『地』

### 【人物】

#### 斎藤八右衛門尉(さいとうはちえもんのじょう) : 斎藤八右衛門

生没年未詳。武蔵鉢形城主北条氏邦の家臣。永禄一天正頃の人。実名は『新編武蔵風土記稿』に氏次とあるが不明。天正 16 年(1588)1 月 3 日より山城守。永禄 4 年(1561)10 月、大宮(埼玉県秩父市)での合戦や三沢谷(同皆野町)での戦功に対する宛行分が、北条氏康によって三沢谷で 20 貫文と定められた。氏邦の鉢形領支配開始後はその家臣となる。(吉川弘文館『戦国人名辞典』より抜粋、以下『戦』と略す)

#### 三山 : 三山綱定(さんやまつなさだ)

生没年未詳。はじめ北条氏家臣で、実名の綱定は北条氏綱の一字拝領か。武蔵秩父の三山(埼玉県小鹿野町)出身で、武蔵北西部の事情に詳しいことから、氏邦より先に天神山に入城して、氏邦の藤田家継承の準備にあたったと考えられる。引き続き、鉢形領支配を始めた氏邦の補佐役として氏邦政権の確立に奔走した。永禄 7 年(1564)6 月 18 日の初見の氏邦朱印状をはじめ同 11 年末までの氏邦朱印状 21 点のうち、奉者が三山綱定であるのは 14 点に及ぶ。以降、三山綱定の奉書の割合は低くなり、元亀 2 年(1571)5 月以降はみられなくなる。このころに死去したか、北条氏康の死去(同年 10 月 3 日)を契機に隠居したものか。『戦』

#### 黒沢 : 黒沢繁信(くろさわしげのぶ)

生没年未詳。武蔵鉢形城主北条氏邦の奉行人。受領名上野守。天正 9 年(1581)3 月、武蔵秩父郡(埼玉県秩父市)近辺に欠け落ちしたものの赦免を受けて召し返された四郎三郎への対応にあたっている。天正 16 年 6 月、前年の小田原城普請や北条氏規の上洛に伴う臨時税が鉢形領内に課された際、徵収にあたっている。同 17 年 4 月、秩父郡年行事職の山本坊(埼玉県越生町)に宛てて、山伏が郡中から欠け落ちした場合は召し返すことなど、山伏に対する氏邦朱印状の奉者を務めている。『戦』

## 4 古文書の内容要約

### (1)資料① 北条氏邦諸役免許状(斎藤(古)家文書No.5)

永禄 11 年(1568)に鉢形城主北条氏邦が、触口である斎藤右衛門尉を介し、定峯谷の炭焼人に対して炭焼き等に係る諸役や関津料を免除した文書。もし理不尽なことを申し懸けてくる者がいたら、速やかに報告するように命じている。

### (2)資料② 北条氏邦朱印状(斎藤(古)家文書No.10)

北条氏邦が斎藤八右衛門に対し、定峯谷の炭焼 26 人分の炭、但し 1

人5俵ずつ、計130俵を毎年調達し、炭奉行に渡すように命じた文書。130俵のうち、78俵はおこし炭(火のつきやすいやわらかい炭)として全阿弥に渡し、52俵は鍛治炭(鍛冶用の炭)として氏邦家臣の黒沢へ納めるよう命じている。

## ○参考文献

- ・『諸家文書目録Ⅲ』(埼玉県立文書館、1985)
- ・佐藤進一『古文書学入門』(法政大学出版局、1971)
- ・佐脇栄智「後北条氏の職人衆への課役について」(『日本歴史』370、1979)
- ・下山治久「後北条氏の炭焼司と鍛治職人」(『杉山博博士追悼論集 戦国期職人の系譜』、角川書店、1989)
- ・『シンポジウム「北条氏邦の鉢形領を支えた人びと」資料集』(秩父歴史文化研究会「鉢形領内における武将の調査研究会」、2018)
- ・『鉢形領内に遺された戦国史料集 第一集』(秩父歴史文化研究会・鉢形領内における北条氏邦を支えた人びとの調査研究部会、2019)
- ・『特別展 鉢形城主北条氏邦』(埼玉県立歴史と民俗の博物館、2024)